

政治資金規正法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第81号

政治資金規正法施行条例の一部を改正する条例

政治資金規正法施行条例（平成20年岩手県条例第61号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(費用負担)</p> <p>第2条 法第19条の16第15項の規定により少額領収書等の写しの写しの交付を受け、又は法第20条の2第2項の規定に基づき同項の報告書、書面若しくは政治資金監査報告書の写しの交付の請求をし、当該写しの交付を受ける者は、選挙管理委員会が定める額の当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。</p>	<p>(費用負担)</p> <p>第2条 法第19条の16第15項の規定により同条第1項に規定する少額領収書等の写しの写しの交付を受け、又は法第20条の2第2項の規定に基づき同項の報告書、書面、<u>政治資金監査報告書若しくは確認書</u>の写しの交付の請求をし、当該写しの交付を受ける者は、選挙管理委員会が定める額の当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。